

(4) 経営事項審査の審査項目に**必要な知識及び技術又は技能の向上に取り組む技術者及び技能者を追加**することについて ①

建設業法施行規則の主な改正点の一つとして、経営事項審査の審査項目に「**必要な知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W₁₀）**」が追加されます（令和3（2021）年4月1日改正）。

この評価項目では、雇用する技術者・技能者の比率に応じた「**技術者点**」および「**技能者点**」を合算して算定されることになります。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W₁₀）の評価（案） 国土交通省

＜評価対象とする建設業者＞

雇用する技術者・技能者の知識及び技術又は技能の向上に努めている企業

＜具体的評価方法＞

個々の企業における技術者と技能者の割合はさまざまであるため、全体の点数（10点を想定）とした上で、技術者と技能者の比率に応じてそれぞれの取組状況の評価したものを（技術者点及び技能者点）を合算して算定する。
（※小数点未満は切上）

$$W_{10} = \left(\frac{\text{技術者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技術者点} + \left(\frac{\text{技能者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技能者点}$$

技術者点（10点満点）

＜背景＞

- i-Constructionなどの施工のICT化が進展し、新たな技術の活用がより一層重要となる中、技術者は常に最新の技術を習得するため、継続的な技術研鑽が必要。
- しかし、監理技術者資格者証の取得に5年毎の講習受講が必要とされているものの、施工管理技士が永久資格となっているなど、技術研鑽は個人の自主性に委ねられている。

↓

＜評価する内容＞

学会・業団体等において認定されているCPDプログラムにおいて、当該建設業者に属する技術者1人当たりが1年間に取得したCPDの単位

※技術者の継続教育（Continuing Professional Development）

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

技能者点（10点満点）

＜背景＞

- 個々の技能者がその技能を磨き、それにふさわしい処遇を受けることが、施工能力の向上のみならず担い手の確保にもつながる。
- 本年4月から本格導入されている建設キャリアアップシステム(CCUS)に蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準に基づき、4段階のレベルで技能者の技能が客観的に評価されるようになった。

↓

＜評価する内容＞

基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした建設技能者の雇用状況

「経営事項審査の審査基準の改正について」中央建設業審議会（令和1年9月13日開催）配布資料3より抜粋

「**技術者点**」の評価方法については、「学会・業団体等において認定されているCPDプログラムにおいて、当該建設業者に属する**技術者1人当たりが1年間に取得したCPDの単位**（上限30単位/1人）」をもって評価し、評点は**最高で10点**を想定しています。

■ 技術者の継続教育（CPD）とは

- 技術者の継続教育（Continuing Professional Development：CPD）とは、技術者一人ひとりが自らの意志に基づき、自らの力量（Competencies）の維持向上を図るために行うもの※
- 多くの学会・業団体等において、技術者の能力の維持・向上を支援するため、継続教育（CPD）の認定等が実施されている

※出所：土木学会HP（<http://committees.jsce.or.jp/opcet/>）

< 具体的評価方法 >

個々の企業における技術者と技能者の割合はさまざまであるため、全体の点数(10点を想定)とした上で、技術者と技能者の比率に応じてそれぞれの取組状況を評価したもの(技術者点及び技能者点)を合算して算定する。
(※小数点未満は切上)

$$W_{10} = \left(\frac{\text{技術者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技術者点} + \left(\frac{\text{技能者}}{\text{技術者} + \text{技能者}} \right) \times \text{技能者点}$$



○基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者のCPD取得状況

- ・当該建設業者に所属している建設技術者について、審査基準日において、基準日前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD単位数を計算し、表に当てはめて評点を求める。
- ・配点については、現在のCPD取得状況をもとに検討する。

【計算式】

基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者が取得したCPD単位の総数

基準日において所属している建設技術者の数

= ○○ 単位

※ 下表の評点一覧に記載している分類に応じて、評点を割り振ることとする。

【評点一覧】



基準日前1年間における技術者1人当たりのCPD取得単位数	評点
○○以上	10
○○以上○○未満	8
○○以上○○未満	6
○○以上○○未満	4
○○以上○○未満	2
○○未満	0

CPD制度の具体的な内容や認定プログラムの状況等は、下記ホームページよりご確認ください。

「経営事項審査の審査基準の改正について」

中央建設業審議会（令和1年9月13日開催）

配布資料3より抜粋

■ 建設系CPD協議会ホームページ

<https://www.cpd-ccesa.org/>

■ （一社）全国土木施工管理技士会連合会ホームページ

<https://www.ejcm.or.jp/about-cpds/>

■ 建築CPD運営会議、建築設備士関係団体CPD協議会（（公財）建築技術教育普及センターホームページ内）

http://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/cpdsys/index.html

■ 認定プログラムの検索（（公社）日本建築士会連合会ホームページ内）

https://jaeic-cpd.jp/cpd_prg_list.php